
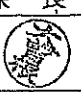





報告・連絡・復命書

平成29年3月6日

| 町長 | 副町長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 担当 | 合議・供覧先・課 |
|---|---|---|------|--|---|----------|
| |  |  | |  |  | |
| 区分 | | 件名 | | | | |
| 会議・来訪 電話・ その他 | | t o t o天然芝生化助成事業について (日本スポーツ振興センター訪問) | | | | |
| 相手方 | | | | 日時 平成29年3月2日(木) 午後11時00分から11時50分 | | |
| 職・氏名等 日本スポーツ振興センター ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ | | | | 場所 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 3階会議室 | | |
| 出席者 | | | | 記録者 | | |
| 職・氏名等 財務課課長補佐 小林 | | | | 課名・職・氏名 財務課 課長補佐 小林克成  | | |
| (内容) | | | | | | |
| ○事実確認 (■■■■) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・報道等を確認すると水戸ホーリーホック(J2)の拠点を旧七会中学校に整備することのことだが、我々の持っている情報に偏りがあっては行けないので確認をしたい。 ・水戸ホーリーホックの主たる練習場として利用することに間違いはないか。 <p>※旧七会中学校跡地利用の決定までの経過をもとに、住民説明会資料、クラブからの提案・要望書(参考1)、広報9月号、協定書(写)により経過を説明し、協定書第3条に記載のとおり、主たる練習場として町が整備し利用料を徴して利用させる。また、グラウンドは、町条例等により設置・管理するので水戸ホーリーホックの占用練習場との位置づけはない。</p> | | | | | | |
| ○スポーツ振興くじ助成の目的 (■■■■) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の身近なスポーツ活動の場としての整備が大前提で、J2誘致のために練習場を整備する助成は目的を損なう。また、利用頻度としてJ2の練習が優先で、利用しない時に住民等に開放するよううかがえる。 <p>※年間のサッカー少年団の町内施設利用状況、平日は高齢者等のグラウンドゴルフ、クローカーに利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我々の趣旨に則って整合性が取れるか？ 我々の事業も会計検査対象で、補助の目的と利用状況等により厳しく検査され補助金の返還という事例もある。その辺のところで整理が出来れば良いと考える。 <p>※スポーツ振興センターのホームページで、返還があったことは確認している。</p> | | | | | | |
| ○Jリーグが使用するものにt o t oの助成は行えない。(■■■■) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・目的の整合性、バランスがとれない。 <p>●審査を4月に予定している。その前段で部会に諮る(既に部会にかけている案件もある)ことから、早急に決断をお願いしたい。(■■■■)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 今回の申請(天然芝グラウンド整備)を取り下げ、大型スポーツ用品の設置のみにする。 ② 天然芝グラウンドが2面予定されてるので、1面をJ2に使用させるため、町で整備し1面にt o t o助成を入れる。(金額的に、グラウンドの整備費1/2としても助成上限の60,000千円を超える、またグラウンドを明確に分けなくても申請上は問題ない。)また、利用実績の面で整理(公平に予約)できれば良い。 ③ 他のグラウンドに変更する。(常北運動公園等) <p>※町長、リーグと調整を図り、3月7日(火)に方針を連絡する。</p> | | | | | | |
| ●報道への対応 (■■■■) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・今後、さもt o t o助成が確定しているような表現は行わないでほしい。 ・大型スポーツ用品の設置場所は、ホーリーホックのクラブハウス内にあるトレーニングルームではホーリーホック占用と受け取れるので、トレーニングルームは町の施設であることを明確にしてほしい。 | | | | | | |

(措置事項)

- ◎グランド芝生化事業は、天然芝生化新設 1 面として申請することで町長に確認し、町としての方針を決定する。(3月6日午前10時)
- ◎3月2日に水戸ホーリーホックに、この申請をするにあたって練習場は1面を占有することで球団として了承(調整)が得られるか確認した。また、6日(月)に町長に方針を確認するので、改めて社長はじめ球団としての了解を得ていただきたい旨を告げる。(3月6日午後4時、球団了承)
- ◎今後は、その旨を申請先(日本スポーツ振興センター)に連絡するとともに申請について調整を図ることとする。

| | | |
|---------------|---|---|
| 公開・非公開の 区分 | <input type="checkbox"/> ①公開 | 非公開の理由・個所(条例第6条) |
| | <input type="checkbox"/> ②非公開 | |
| | <input type="checkbox"/> ③一部公開 | <input type="checkbox"/> 第2号(個人) |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ④時限公開 | <input type="checkbox"/> 第3号(法人等) |
| | 解除年限 | <input type="checkbox"/> 第4号(公共安全等) |
| | 平成 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 第5号(国等協力関係) |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(意思形成過程) |
| | | <input type="checkbox"/> 第7号(事務執行支障) |